

○ 輸入食品監視業務

1 輸入食品監視業務

輸入される食品等は、食品衛生法第27条で、「販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装、おもちゃ（6歳未満を対象）を輸入する者は、輸入の度、厚生労働大臣に届け出なければならない」と規定されており、沖縄県に輸入される食品等は那覇検疫所に届出される。

また、輸入する者は、輸入しようとする食品等について自ら安全性の確保を図り、食品衛生法に適合しているか確認しなくてはならないという責務が課せられている。



冷凍倉庫での現場検査



冷凍豚肉のサンプリング

これら輸入食品等の届出の内容を審査し、必要に応じて検査(輸出国や品目ごとに定められた検査命令、年間計画に従って行うモニタリング検査)を行い、日本の食品衛生法に適合しているか監視を行っている。

また、輸入者の自主的な衛生管理の推進のために、食品等の輸入手続き、検査命令や検査強化品目等の輸入時の検査体制、食品添加物や残留農薬等の規制についての情報提供、輸入前の自主検査の指導等を行っている。

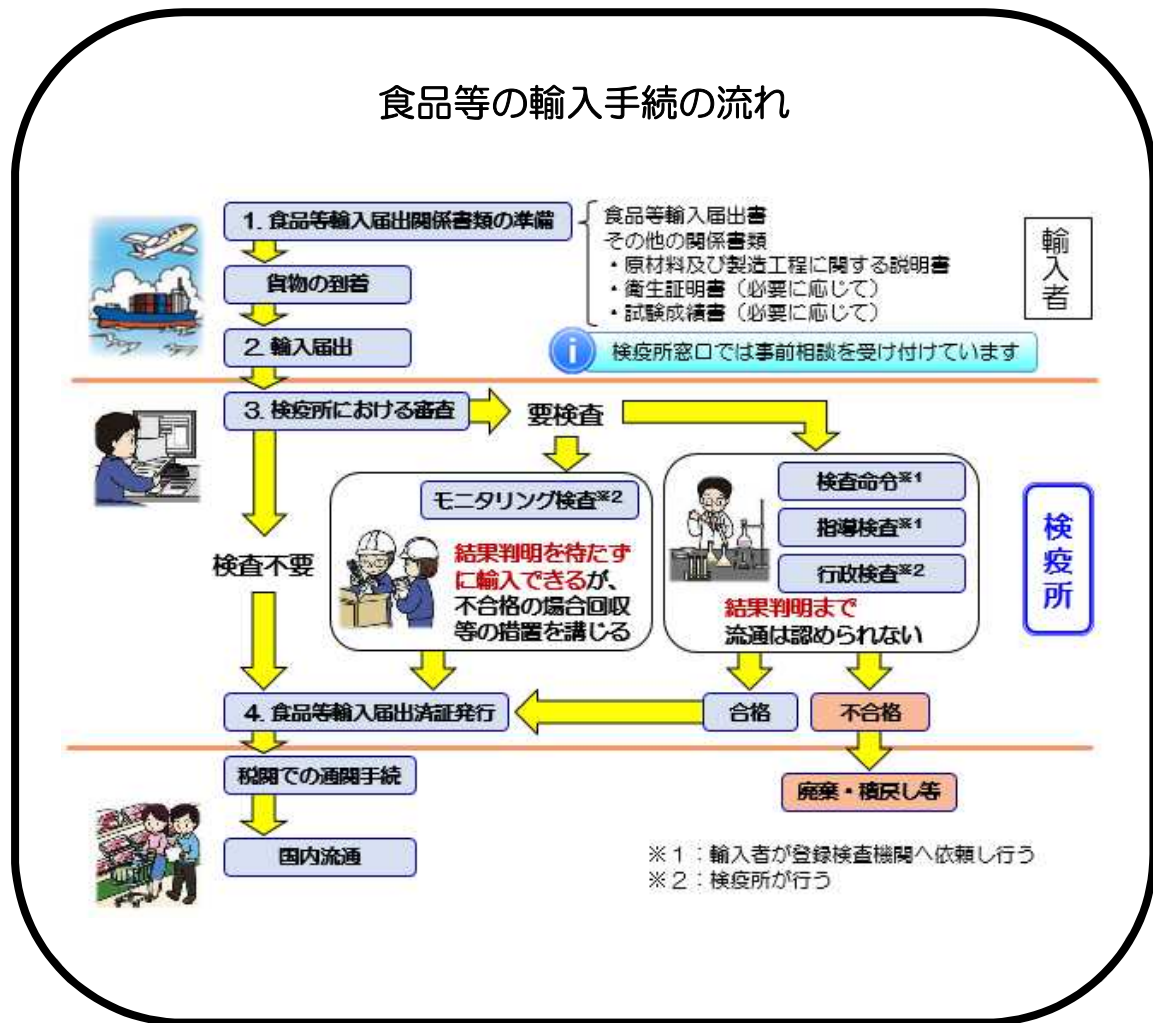


ノルウェー産サーモン



中国産おもちゃ（ぬいぐるみ）

食品等の輸入手続の流れ



初めて輸入する食品や過去に違反のあった食品等について事前相談を行い、食品等の輸入における食品衛生法違反の未然防止に努めている。

那覇検疫所には輸入食品相談指導室があり、事前の相談を行っている。



輸入相談の様子



輸入者等説明会の様子

窓口開庁時間（那覇、那覇空港共通）

月～金：午前8時30分～17時15分

土日祝祭日年末年始：閉庁

管轄地域

那覇検疫所 沖縄県（那覇空港検疫所支所の担当区域を除く。）

那覇空港検疫所支所 那覇空港に限る。

2 検疫所における輸入食品の監視指導體制の概要

我が国に輸入される食品、食品添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、国民の食生活の多様化、食品の国際流通の進展等に伴い、年々増加してきたところである。

我が国の食糧自給率は、38%（供給熱量総合食料自給率。農林水産省「平成28年度食料需給表」とされており、カロリーベースで62%の食品を輸入に依存しており、輸入食品の安全性を確保することは、国民の健康を守るうえで重要な課題となっている。

輸入食品の安全確保を図るため、全国32か所の輸入食品届出窓口及び横浜、神戸両検疫所の輸入食品・検疫検査センター、成田空港、東京、名古屋、大阪、関西空港、福岡の各検疫所の検査担当部署に食品衛生監視員が配置され、毎年の食品群ごとに輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容、健康に及ぼす影響の程度を勘案し、年度ごとに厚生労働本省において策定される輸入食品監視指導計画書に基づき、残留農薬、食品添加物等に係るモニタリング検査を実施するとともに、違反の蓋然性の高い食品に対しては命令検査を実施し、また、輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導を行うなどして、輸入食品の安全性の確保のために、輸入時における輸入食品の検査・指導の監視業務を行っている。

平成19年に那覇検疫所に輸入食品相談指導室が設置され、これにより全国13か所の検疫所において輸入相談が行われることになり、より一層の輸入者への指導の充実・強化が図られた。